

Ⅱ 請 負

(請負)

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

事実認定の対象等

■ ■ 意義

本条は、請負契約の成立要件を定める。請負は、有償・諾成・不要式の契約である。建設工事の請負契約については、契約条件を書面で明らかにすることが求められている（建設業法19条）が、これは契約関係を明確にし、当事者間の紛争を未然に防ぐ趣旨の注意規定であって、契約の成立要件ではないと解されている。なお、冒頭規定説の立場からは、本条は、請負契約の成立要件とともに、請負契約に基づく請求権を発生させる要件を規定するものとなることは、555条「意義」のとおりである。

■ ■ 法律要件及び法律効果等

1 法律要件

請負契約が成立する法律要件は、

- ① 当事者の一方がある仕事を完成することを約すること
- ② 相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することである。

すなわち、請負の申込みと、それに対する承諾の2個の意思表示が合致す

II 請負

ることである。本条の法律要件に該当する具体的な要件事実は、実務上、「原告は、被告との間で、平成〇年〇月〇日、別紙物件目録記載の建物を建築する工事を、代金500万円で請け負った」などと記載することが多い。

2 法律効果

請負契約成立の法律効果は、請負人の注文者に対する仕事完成義務と、注文者の請負人に対する報酬支払義務の発生である。加えて、仕事の目的物を注文者が取得することを要するときは、請負人は、完成した仕事を注文者に引き渡す義務を負う。

なお、建築基準法等の法令の規定に適合しない建物の建築を目的とする請負契約は、公序良俗に反し無効とされることがある（最判平成23年12月16日裁判集民238号297頁 [28180015]）。

■ 参考裁判例

「報酬」については、仕事の完成に対して一定の金額を定めること（定額請負）もできるし、概算の金額や計算の基準などを定めるにとどめること（概算請負）もできる。また、請負契約が仕事の完成を目的とする契約であって、仕事が完成するまでの間は、請負人は報酬の支払を請求することはできないことから、注文者の報酬支払債務がいつ発生するののかにつき、契約成立時説と仕事完成時説が対立するものの、判例は、報酬支払債務は請負契約の成立と同時に発生する債務であって、仕事の完成によって発生する債務ではないと解している（大判明治44年2月21日民録17輯62頁 [27521461]、大判昭和5年10月28日民集9巻1055頁 [27510534]）。

事実認定における問題点

これまでの裁判例では、(1) 請負契約の締結、(ア) 当事者、(イ) 請負契約の締結に至る段階、(2) 仕事、(ア) 追加変更工事の合意の有無、(イ) 仕事の完成、(ウ) 目的物に係る所有権の帰属、(3) 報酬の合意及びその額、(4) 請負と他の

法律行為との関係について問題となったものがある。

事実認定についての裁判例と解説

(1) 請負契約の締結

(ア) 当事者

請負契約の当事者について判断した事例としては、次のものがある。

裁判例

① 東京高判昭和54年7月31日判時938号35頁 [27405115]

原告（母親）が、建築業者に建物の新築工事を発注してその所有権を取得した、請負契約は被告（子）の名義で締結したにすぎないとして、被告（子）に対して同建物の所有権の確認と所有権移転登記手続を求めたのに対し、被告が、建築工事を発注したのは自分であるとして所有権の所在を争った事案について、同建物の建築費用の融資手続や交渉は原告が行い、建築費用の半額近くは原告が出捐し、上記融資の返済や公租公課の負担は原告が行っていたという事情はあるものの、建物の敷地は被告が賃借し、建築費用の一部も被告が借り入れていたこと、融資の返済や公租公課は母である原告が被告のために支払をしていた可能性もあること、被告は請負契約締結当時家長的な存在であったこと、原告は被告が上記建物に増築工事をする際にも異議を述べていないことなどから、請負契約は被告が発注したと判断したもの

② 東京地判平成12年2月23日判夕1044号128頁 [28060145]

原告が、被告に対し、被告がファーストフード店の水道、空調及びダクト工事を発注したのに残代金を支払わないとしてその支払を求めたのに対し、被告は、原告との間で上記工事に関する請負契約を締結したことはないとして争った事案について、契約前に原告代表者は被告の事務所で工事に関する打合せを行っていた事情はあるものの、原告は、契約を仲介したという建築士から代金の一部を回収しているうえに、事後に工事代金の支払について和解書等を作成した際には発注者及び支払者も同建築士とされていたことなどから、発注者は上記建築士であって被告ではないと判断したもの

解説

請負契約の当事者、特に報酬支払義務を負う注文者の認定については、売買契約の当事者を認定する場合と同じ問題があり、上記各裁判例に表れているように、① 実際に契約交渉を行ったのは誰か、関係書類上、契約当事者となったのは誰で、その理由は何か、工事を発注する動機や目的は何かなどの「契約前の事情」、② 請負代金の支出をしたのは誰かなどの「契約時の事情」、及び、③ 請負の成果物を受領し実際にこれを使用している者は誰か、公租公課の負担や融資金の返済をしている者は誰かなどの「契約後の事情」を考慮して判断するものと思われる。

(イ) 請負契約の締結に至る段階

請負契約の締結は、多くの場合、当事者の接触や交渉から始まって、基本合意に至り、その後、細部の合意を積み重ねて最終的な合意に至ることが多いため、当事者間で交渉を重ねたものの最終的に契約に至ったのか不明確な場合が生じ、合意の有無について争われることがある。

裁判例

① 東京高判昭和58年12月20日判タ523号160頁 [27406060]

原告が、被告からビルの設計図面の作成を請け負ってこれを完成させたとして請負報酬の支払を求めたのに対し、被告が、原告による設計図面の作成は被告に対する勧誘行為にすぎず、設計請負契約は締結されていないなどとして争った事案について、被告自身、何度か原告の事務所に足を運ぶなどして原告と上記ビルの建築計画の内容について繰り返し話し合っていること、同期間中に原告が作成した設計図面の内容は、建物の用途自体について当初は4階建ないし6階建のアパートであったものが、その後6階建さらには7階建の事務所兼ビジネスホテル用ビルに変更され、部屋の配置等の点についても順次変更が加えられるといったように、期間の経過に伴って修正、変更が加えられていっていること、このような設計内容の変更が被告の側からの指示ないし要望なくして行われたものとは到底考えられないこと、最終的には上記設計図面に基づくかなり詳細な工費の概算予算書までが作成され、これが被告のもとに提出されていることなどからすると、上記ビルの設計及び

設計図面の作成行為が、被告からの依頼に基づかない、原告の一方的な宣伝あるいは勧誘行為にすぎなかったものとするはできないとして、設計請負契約の締結を認めたもの

解説

「練り上げ型」の契約（555条「参考裁判例」を参照）の場合、契約を成立させる合意があったといえるためには、申込みと承諾が合致し、契約内容の中心部分が確定されただけでは足りず、契約の成立を認めるためには、「終局的・確定的な合意」（最終的契約締結意思）がなければならないとされる（潮見佳男『民法総則講義』有斐閣（2005年）85頁、河上正二『民法総則講義』日本評論社（2007年）299頁）。このような態様で締結される請負契約のうち、合意の有無が争われることが多い類型に、設計契約があり（安藤一郎「建築設計監理契約の成否と法的性質」塩崎勤＝安藤一郎編『新・裁判実務大系2 建築関係訴訟法〈改訂版〉』青林書院（2009年）3頁、齋藤隆編『建築関係訴訟の実務〈3訂版〉』新日本法規（2011年）〔針塚遵〕104頁以下）、これらの論文において指摘されている事項を分析すると、上記判決①も含め、多くの裁判例においては、おおむね、① 建築主と建築士との協議・打合せの経緯や回数（交渉の進展）、② 建築士の作成した設計図の内容やその修正、変更の有無（仕事内容及び質）、③ 設計図面に基づく工事費用の見積りの有無やその内容（費用の見積り）、④ 報酬額やその算定基準の合意の有無（報酬額の交渉）、⑤ 各種行政手続の進行等、契約を前提にした当事者の行動の有無（特別な行動）が間接事実として考慮されているようである。このような着眼点は、他の種類の請負契約の締結を判断するに当たっても参考になるのではないと思われる。

なお、交渉の結果、請負契約の締結に至らない場合でも、下請業者が施工業者との間で下請契約を確実に締結できるものと信頼して準備作業を開始した場合において、施工業者が下請業者の支出した費用を補填するなどの代償的措置を講ずることなく施工計画を中止することは、下請業者の信頼を不当に損なうものであり、施工業者は、下請業者に対して、不法行為に基づく損害賠償義務を負うとした裁判例（最判平成18年9月4日裁判集民221号63頁

[28111907]) がある。

(2) 仕事

(ア) 追加変更工事の合意の有無

仕事に関する合意の成立については、特に建築工事に関し、事後に工事が追加されたり、仕様が変更されたりした場合に問題となる。次の裁判例がある。

裁判例

① 大阪地判平成16年9月29日判タ1191号277頁 [28102467]

原告（下請）が被告（元請）から既存建物の解体、新建物の建築及び外構工事を請け負い、さらに追加変更工事を請け負ったとして請負報酬の支払を求めたのに対し、被告は、同追加変更工事を発注していないとして争った事案について、原告・被告間で追加変更工事に関する契約書はもとより、注文書、見積書等の確たる合意の成立を裏付けるような文書がないこと、原告と施主との間では既に請負報酬の精算が終了していること、被告作成に係る「指示書」なる文書も、そもそも被告が作成したものでないか、単なる打合せ議事録のような性質のものであって、被告の発注を裏付けるものではないなどとして、追加変更工事に関する請負契約の締結を否定したもの

② 大阪地判平成17年4月26日判タ1197号185頁 [28110393]

原告が被告との間で建物建築工事の請負契約及び同工事の追加変更契約を締結してこれを完成させたとして請負報酬の支払を求めたのに対し、被告は、追加変更契約は締結していないとして争った事案について、被告の代理人は、上記建築工事の設計監理者と入念な打合せを行って仕様等を決定、変更しており、設計監理者がその結果を原告に伝えて、建物の仕様に変更されていたこと、被告は、同打合せに基づく見積書を受領しながら、これに対して直ちに異議を述べなかったこと、被告は原告に対して、追加変更分も含めて請負報酬の一部を支払ったことなどから、追加変更工事に係る請負契約の締結を肯定したもの

解説

請負契約の成立要件としての仕事の内容については、必ずしも詳細部分の